



2025年9月26日

各位

会社名 株式会社 A C C E S S
代表者名 代表取締役 社長執行役員 大石 清恭
(コード番号 4813 東証プライム)
問合せ先 執行役員 CFO 藤井 理之
(TEL. 03-6853-9088)

改善計画の策定方針に関するお知らせ

当社は、2025年8月27日付「特別注意銘柄の指定及び上場契約違約金の徴求に関するお知らせ」にてお知らせしたとおり、株式会社東京証券取引所より、当社の内部管理体制等について改善の必要性が高いと認められたことから、2025年8月27日付で特別注意銘柄に指定され、今後、株式会社東京証券取引所による内部管理体制等の審査が行われます。

当社は、特別注意銘柄の指定解除に向け、内部管理体制等の問題を改善するための改善計画を策定することとし、その改善計画の策定及び改善計画書の提出に向けての方針を決定いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

記

1. 改善計画の策定方針

当社は、2025年6月30日付「特別調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」にて公表のとおり、特別調査委員会による調査報告書（以下、「調査報告書」といいます。）において、調査対象である事案の事実関係及び発生原因についての報告並びに再発防止策の提言を受けております。

当社は、調査報告書において指摘された事項及び再発防止に向けた提言を真摯に受け止め、2025年6月30日付「再発防止策の策定等に関するお知らせ」にて公表のとおり、一部の役員の辞任及び役員報酬等の自主返納を受理するとともに、同日に開催された取締役会において、再発防止策の具体的な遂行に向け、外部専門家をトップとする再発防止委員会を設置し、米国子会社及び当社それぞれにおける改善策から構成される再発防止策の方針を策定し、再発防止に取り組んでおります。

このたび、特別注意指定銘柄に指定されたことから、上記再発防止策の各事項が十分であるかを再検討するとともに、ガバナンス・内部管理体制の整備と強化に向けて、再発防止策で検討がなされていない項目も含めて、以下のプロセス及びスケジュールにて、再発防止委員等の外部専門家の支援も受けながら改善計画を策定し、改善計画書を提出予定です。

	プロセス	実施スケジュール
1	特別調査委員会の調査報告書に基づく再発防止策の方針策定	2025年6月30日 (実施済み)
2	再発防止策の策定と実施・運用に向けた取組み	2025年6月30日～2025年10月中旬 (一部実施済み)
3	特別注意銘柄指定措置に基づく再発防止策の再検討	2025年8月27日～2025年10月中旬 (一部実施済み)
4	特別注意銘柄指定措置に対する改善計画の検討・ドラフトの策定	2025年8月27日～2025年10月中旬 (予定)
5	日本取引所自主規制法人へ改善計画・状況報告書ドラフトの提出	2025年10月中旬 (予定)
6	改善計画・状況報告書の適時開示	2025年11月下旬 (予定)

2. これまでに実施した改善策等

(米国子会社における改善策)

(1) 米国子会社におけるマネジメント体制の刷新

当該米国子会社において本件事案への関与が認められた同社取締役及び CFO については、本件事案に関する経営責任を明確化の上、体制の刷新を実施しました。具体的には、同社の CEO を変更しました。また、CFO についてはその職を解き（業務引継ぎ後退職予定）、関与者の財務報告への影響力を排除しました。

(2) 収益認識に関する社内規程の再整備

当該米国子会社における多様な取引形態や取引の実情を踏まえ、改めて収益認識に関する社内規程の見直しを行い、取引類型に応じた会計処理方針の規程の詳細化・具体化を行いました。現在、これらの新規程に基づく運用開始に向け、同社の経理部門及び営業部門等関連部門へも周知徹底を図っており、現地担当者による研修会実施を進めています。

(3) 本件事案を踏まえた収益認識に係る業務フローの再構築

本件事案を踏まえて、収益認識に関する各種業務プロセスの見直しと再構築を行いました。具体的には、取引先管理の強化（取引開始時の審査項目の見直しを含む）や、各種契約書の事前チェックの強化（会計的なリスクの事前評価や、契約が複数のものからなる場合の各契約間の相互関連の評価、契約への署名や決裁の権限・職務分掌の明確化等）、出荷（Shipment）管理の強化（エンジニア部門内における独立したチェック体制の構築、出荷の成立要件の明確化、出荷証憑における例外の明確化等）等について改めて商流ごとに各種プロセスと手続の改善（新ルールの策定）を行いました。現在、新ルールの運用開始に向け、これらの周知徹底（研修会）を進めています。

(4) ソフトウェアの資産計上に関する社内規程等の再整備

当該米国子会社におけるソフトウェア開発の実情を踏まえ、改めてソフトウェアの資産計上に関する社内規程の見直しを行い、資産計上を行う費用の範囲（計上開始と計上終了のタイミングも含む）について社内規程の詳細化・具体化を行いました。現在、これらの新規程の運用開始に向け、同社の経理部門及びエンジニア部門等関連部門へも周知徹底（研修会）を進めています。

(5) 本件事案を踏まえたソフトウェア資産計上に係る業務フローの再構築

本件事案を踏まえて、ソフトウェア資産計上に関する各種業務プロセスの見直しと再構築を行い、新ルールを定めました。具体的には、ソフトウェア開発に関わるエンジニアによる工数入力の正確性の向上のための仕組みの構築、経理部門における手作業による工数データの修正作業の廃止をしました。加えて、特にソフトウェア計上時期に関しては、エンジニア部門から報告された情報を Chief Quality Officer 等が承認し、その結果を経理部門に共有することで相互牽制が働く体制（ルール）としました。

(当社における改善策)

(1) トップメッセージの発信

当社経営トップが再発防止に向けた強いリーダーシップを発揮すべく、本件事案の総括を行い、反省し、どうあるべきかを考えたうえで、当社の全役職員に対し、自らを含め全社的に意識改革をしていく必要がある点、経営トップ自らが責任をもって主導していくという点を、トップメッセージとして発信いたしました。

(2) 当社から米国子会社へのコントロールの強化

当該米国子会社 VP of Finance のレポーティングライン(報告経路)を当社に設定しました。また当該米国子会社において一定の統制体制の運用が整うまでの当面の間は、外部専門家の協力も得ながら、当社 CFO が当該米国子会社に各四半期決算の都度、現地に赴き、重要な取引や契約、会計処理、資金繰り、前任 CFO からの業務引継ぎ、法務担当者の採用等について直接確認・指導を実施しています(直近では7月、9月に現地訪問実施)。また米国子会社の管理強化のため、Controller の採用計画、面接、採用決定にも関与しました。

(3) 当社の管理部門(第2線)の強化

海外拠点の管理とコントロールを強化するため、当社及び当該海外子会社の第2線(経理及び法務)同士での連携強化に着手しており、各部門同士の定期的な打合せを開始しています。

3. 今後の見通し

上記のとおり改善計画・再発防止策の策定を進め、改善策を実施してまいります。なお、上記内容のスケジュールに変更・遅延が生じた場合には速やかに開示いたします。

以上